

令和4年第1回教育委員会臨時会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年3月3日 開会

令和4年3月3日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和4年第1回教育委員会臨時会

令和4年3月3日(木)

午後 3時30分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
報告第9号 令和4年度教職員人事異動内示について
- 4 議案審議
議案第2号 新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町暴力団排除条例の一部改正について)に同意することについて
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席委員(5名)

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員(0名)

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	媚 山 孝 裕
学校教育グループ長	石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和4年第1回教育委員会臨時会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

続きまして、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員につきましては、新田、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、報告事項を議題といたします。委員各位にお諮りいたします。本日の報告第9号につきましては、人事に関する事件でありますので、教育委員会会議規則、会議の傍聴として、第11条、会議は傍聴できる。ただし、人事に関する事件その他の事件について教育長または委員の発議により出席者3分の2以上の多数で公開しないことを議決したときはこの限りでないとなっております。この報告事項につきましては、非公開とすることを発議します。併せて、会議録の公表については、同規則第15条の規定により公開しないこととした事項の審議にかかわる部分については公表しないことができるとなっておりますので、併せて非公表とすることを発議いたします。委員各位からご質問はありませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより採決いたします。報告第9号は非公表で行うこととし、併せて会議録を非公表とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第9号については非公開といたします。それでは、会議を続けます。

(会議録非公表)

◎久保田教育長

続きまして、日程第4、議案審議を議題といたします。議案第2号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町暴力団排除条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容につきましてご説明をいたします。

議案第2号別紙といたしまして、6ページから12ページまでが町議会提出議案でございます。12ページ下段の提案理由に記載のとおり、暴力団以外の反社会的な活動を行う集団及び個人も排除の対象とし、町民の安全で安心な生活の確保等を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。改正の内容につきましては、13ページ以降の新旧対照表をご覧ください。まず、13ページ第2条第1号に反社会的勢力の定義を追加しております。また、暴力団排除の規程がある公の施設の設置及び管理に関する条例につきまして、排除の対象を反社会的勢力に変更をするものでございます。教育委員会に係るものとしたしましては、議案書21ページをお開きください。こちら下のほうに新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正がございます。こちらの22ページをお開きください。第8条第3号の内容、現行、右側の欄ですが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員」となっているものを、改正案のとおり「新十津川町反社会的勢力排除条例第2条第1号に規定する反社会的勢力」この内容に改正をするものでございます。ほか教育委員会関係施設といたしまして、22ページのスポーツセンター、23ページのそっち岳スキー場、総合健康福祉センター、24ページにあります開拓記念館、25ページにありますふるさと公園屋外体育施設、27ページをお開きください、こちらの農村環境改善センター、29ページをお開きください、こちらの温水プール、30ページをお開き願います、こちらの学校の体育館等、それと青年会館、31ページ、アートの森彫刻体験交流促進施設、こちらの11施設に係る設置及び管理に関する条例が該当することになります。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第2号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第2号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町暴力団排除条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。私から、お手元に、令和4年度の教育行政執行方針を委員さんに配付させていただきました。3月9日から町議会第1回定例会を開催されまして、先の2月8日に開催いたしました総合教育会議で、教育委員の皆さんにも令和4年度の教育行政の執行に向けての考え方、そして個別の施策について説明した内容を執行方針としてまとめさせていただきましたので、お目通しいただきたいと思っております。

事務局よりほかその他何かございますか。

◎鎌田事務局長
ございません。

◎久保田教育長
それでは、以上をもちまして、令和4年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後3時50分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 近 藤 陽 介